

共同研究計画申請書

年 月 日

長崎県工業技術センター 所長 様

提案者 所属
氏名

長崎県産業労働部試験研究機関共同研究実施要領第4条第1項の規定により、下記のとおり共同研究を実施したいので下記のとおり提出します。

記

- (1) 共同研究の課題
- (2) 共同研究の内容
- (3) 共同研究の実施場所
- (4) 共同研究の実施期間
- (5) 共同研究の管理及び分担
- (6) 共同研究に参加する主な研究者の氏名
- (7) 研究成果に係る発明等の実施に関すること
- (8) 研究成果の公表に関すること

添付資料 研究原簿

共同研究申請書

年 月 日

長崎県工業技術センター 所長 様

申請者 住所
名称及び代表者の氏名

長崎県産業労働部試験研究機関共同研究実施要領第4条第2項の規定により、下記のとおり共同研究を実施したいので申請します。

記

- (1) 共同研究の課題
- (2) 共同研究の内容
- (3) 共同研究の実施場所
- (4) 共同研究の実施期間
- (5) 共同研究の管理及び分担
- (6) 共同研究に参加する主な研究者の氏名
- (7) 研究成果に係る発明等の実施に関すること
- (8) 研究成果の公表に関すること
- (9) その他

(様式3)

共同研究承諾書

年 月 日

様

長崎県工業技術センター 所長 印

年 月 日付で申請のあった「 共同研究課題名 」の共同研究については、長崎県産業労働部試験研究機関共同研究実施要領第5条の規定によりこれを承諾します。

なお、共同研究については下記の事項の承諾をもって実施します。

記

1. 秘密の保持

共同研究者は事前の文書による了解を得ない限り、共同研究に係る研究成果、ノウハウ等の秘密を第三者に漏洩してはならない。なお、秘密を保持する期間については、別途定めることができるものとする。

2. 特許の出願

共同研究者は、共同研究の結果、共同して発明を行ったときは、長崎県産業労働部試験研究機関共同研究実施要領第12条第2項の規定により共同出願契約を締結し、共同して当該発明に係る特許出願を行うものとする。

3. 研究成果のとりまとめ

共同研究者は、本共同研究終了後、長崎県産業労働部試験研究機関共同研究実施要領第20条第3項の規定により速やかにその研究成果の概要を報告書としてとりまとめ試験研究機関の長に対して提出するものとする。(様式8)

4. 共同研究の解除

試験研究機関の長は、共同研究者がその責めに帰すべき理由により長崎県産業労働部試験研究機関共同研究実施要領に定める義務を履行しないときは、この研究を中止することができる。

5. 協議

上記で定めるもののほか、この承諾書の履行について必要な事項は、長崎県産業労働部試験研究機関共同研究実施要領の定めるところによるものとし、この要領及びこの承諾書に定めのない事項で疑義が生じたときは、必要に応じ別途協議して定める。

(様式4)

共同研究契約書

長崎県工業技術センター 所長 ○○ ○○ (以下「甲」という。)と□□□□□ ○○ ○○ (以下「乙」という。)とは、次の条項に従い○○○○○に関する共同研究の実施及び成果の取扱いに関する契約を締結する。

(共同研究)

第1条 甲及び乙は、次の研究を実施する。

- (1) 共同研究課題名
- (2) 共同研究内容及び目標
- (3) 共同研究実施場所
- (4) 共同研究の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(共同研究の管理及び分担)

第2条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる研究を分担する。

- 2 甲及び乙は、それぞれ分担した研究についての管理を行うものとする。ただし、甲はこの共同研究の効率的推進を図るため必要があるときは、甲乙協議のうえ、この共同研究を一体的に管理することができる。
- 3 甲及び乙は、それぞれ前条第3号の実施場所において別表第2に掲げる研究員を当該共同研究に参加させるものとする。
- 4 甲及び乙は、相手方の事前の書面等による同意を得ることなく、自己の担当業務（双方が担当している場合を含む）の全部または一部を、第三者に委託してはならない。

(共同研究に要する経費及びその負担)

第3条 甲及び乙は、それぞれ前条第1項の規定による分担した研究に要する経費を別表第3のとおり負担する。

第3条 甲は、前条第1項の規定により分担した研究に要する経費を別表第3のとおり負担する。ただし、別表第3の乙の経費については、乙が別途発行する請求書により指定した期日までに甲が支払うものとする。

第3条 乙は、前条第1項の規定により分担した研究に要する経費を別表第3のとおり負担する。ただし、別表第3の甲の経費については、甲が別途発行する請求書により指定した期日までに乙が支払うものとする。

注) 要領第2条各号に掲げる類型に則し、各々が負担する各自の金額、甲が負担する乙の金額、乙が負担する甲の金額を定めた上で、別表第3及び、この条項を定めること

(研究員等の派遣)

第4条 甲及び乙は、本共同研究を実施するに際し、必要があると認める場合には、相互に共同研究を実施する職員を派遣することができる。

(研究用資材等に対する注意義務)

第5条 甲及び甲に属する研究員は、当該共同研究が終了するまでは、乙が提供した研究用資材等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 前項の規定は、乙及び乙に属する研究員について準用する。

(共同研究の中止又は期間の延長)

第6条 甲又は乙は、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議のうえ、当該共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定により、当該共同研究を中止した場合において、乙又は甲が受けた一切の損害について賠償する責を負わないものとする。

(研究の終了又は中止等に伴う経費等の取扱い)

第7条 共同研究を終了又は中止等した場合で、**第3条の規定**により納付された経費の額に不用が生じた場合は、甲は乙に通知するものとし、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。

2 甲は、前項の規定による適正な返還に関する請求書を受理した日から起算して30日以内に不用となった額を乙に支払うものとする。

3 甲は、研究期間の延長により納付された経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに乙に通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議のうえ、不足する経費を負担するかどうかを決定するものとする。

(ノウハウの指定)

第8条 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるもの（実験データ、サンプル等の試料、図面等の技術情報を含む）（以下「ノウハウ」という。）について、甲及び乙が、共同で創製したときは、速やかにその指定をするものとし、かかるノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を当該創製したこの契約当事者が協議のうえ決定する。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、共同研究において知り得た情報を秘密として扱い、相手方の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に開示してはならない。ただし、それらの情報が次の各号のいずれかに該当するものである場合は、この限りでない。

(1) 既に公知の情報であるもの

(2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であること

(3) 相手方から情報を入手した時点で既に保有していた情報であるもの

(4) 相手方から知り得た情報（前各号に該当するものを除く。）によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できるもの

(5) 法令又は裁判所の命令により開示を義務づけられるもの

2 前項に係る秘密を保持する期間については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(特許出願)

第10条 長崎県（以下「県」という。）又は乙は、甲に属する研究員又は乙に属する研究員が、共同研究の結果、それぞれ独自に発明を行った場合において、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、単独出願同意書（様式9）により、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。

(共同出願)

第11条 県及び乙は、共同研究の結果、共同して発明を行った場合には、共同出願契約を締結し、共同して当該発明に係る特許出願を行うものとする。ただし、乙は、その特許を受ける権利を県乙協議のうえ県に承継することができるものとする。

(出願料等)

第12条 県及び乙は、共同出願に係る出願料、審査請求料、特許料及び弁理士等を活用する場合にはその報酬等（以下「出願料等」という。）を当該特許権に係る県及び乙の特分に応じ負担しなければならない。

2 県は、乙が前項に定める出願料等を負担しないときは、乙が当該権利に係る乙の特分を放棄したものとみなすことができる。

(優先的实施権等)

第13条 県は、当該共同研究の結果生じた発明であって、乙から県に承継された特許を受ける権利又は、これに基づき取得した特許権（次項の規定により県が特許出願を行ったものを除く。以下「県に承継された特許権等」という。）を乙又は乙が県と協議のうえ指定する者に限り、当該共同研究終了の日から5年間優先的に実施させることができる。

2 県は、当該共同研究の結果生じた発明であって、県及び乙の共有に係る特許を受ける権利又は、これに基づき取得した特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）を乙及び乙が県と協議のうえ指定する者に限り、当該共同研究完了の日から5年間優先的に実施させることができる。

(第三者に対する実施の許諾)

第14条 県は、前条第1項の規定により、乙又は乙が県と協議のうえ指定する者が県に承継された特許権等を前条に定める優先的实施の期間（以下「優先実施期間」という。）の第2年以降において正当な理由なくして実施しないときは、乙が県と協議のうえ指定する者及び乙以外の者に対し当該権利の実施を許諾することができる。

2 前項の規定は、前条第2項の規定により、乙又は乙が県と協議のうえ指定する者が共有に係る特許権等を優先実施期間の第2年以降において正当な理由なくして実施しないときについて準用する。

3 県は、前条第1項の規定により、乙又は乙が県と協議のうえ指定する者に優先実施権を付与した場合において、当該優先実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、優先実施期間中においても乙が県と協議のうえ指定する者及び乙以外の者に対し、当該権利の実施を許諾することができる。

- 4 前項の規定は、乙が県と協議のうえ指定する者及び乙以外の者が共有に係る特許権等を実施できないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときについて準用する。
- 5 県は、第2項及び第4項の規定により、乙が県と協議のうえ指定する者及び乙以外の者に対し共有に係る特許権等の実施を許諾しようとするときは、特許法第33条第4項又は同法第73条第3項の規定にかかわらず単独で当該権利の実施を許諾することができる。

(実施料)

- 第15条 乙又は乙が県と協議のうえ指定する者は、県に承継された特許権等を実施しようとするときは県の許諾を得た後、別に実施契約で定める実施料（「特許権等実施料算定基準特許権等の実施許諾の取扱いについて（昭和61年4月1日61管第71号総務部長通知）」による。）を県に支払わなければならない。
- 2 乙は、共有に係る特許権等を実施しようとするときは、県に対し、別に実施契約で定める実施料（「特許権等実施料算定基準特許権等の実施許諾の取扱いについて（昭和61年4月1日61管第71号総務部長通知）」による。）を支払わなければならない。
- 3 共有に係る特許権等を、第三者に実施させた場合の実施料（「特許権等実施料算定基準特許権等の実施許諾の取扱いについて（昭和61年4月1日61管第71号総務部長通知）」による。）は、当該特許権に係る県及び乙の持分に応じて、それぞれに帰属するものとする。

(譲渡)

- 第16条 県は、乙又は乙が県と協議のうえ指定する者に県が承継した特許権等を譲渡しようとするときは、譲渡に関する契約を締結し、譲受人は、これまで甲が支払った出願費用、審査請求等費用、特許料等の合計額（弁理士等に対する報酬額を含む）を県に支払うものとする。
- 2 県は、乙に共有特許権等に係る自己の持分を譲渡しようとするときは、譲渡に関する契約を締結し、乙は、これまで甲が支払った出願費用、審査請求等費用、特許料等の合計額（弁理士等に対する報酬額を含む）を県に支払うものとする。
- 3 県は、乙以外の者に共有特許権等に係る自己の持分を譲渡しようとするときは、事前に乙の同意を得たうえで、譲受人は、これまで甲が支払った出願費用、審査請求等費用、特許料等の合計額（弁理士等に対する報酬額を含む）を甲に支払うものとする。
- 4 前3項の規定によるほか、譲渡及びその契約等は、長崎県例規及び関係手続きによるものとする。

(消滅)

- 第17条 県は、県が承継した特許権等について権利維持の必要がないときは、審査請求を行わず、又は特許料を納付しないことにより、権利を消滅させることができる。
- 2 県は、共有特許権等について権利維持の必要がないときは、事前に乙と協議のうえ、審査請求を行わず、又は特許料を納付しないことにより、権利を消滅させることができる。

(技術知識書)

- 第18条 乙は、甲が必要と認めて特に指定したときは、当該共同研究の結果得た技術上の

知識等を文書として甲に提出しなければならない。

(研究成果の公表等)

第19条 甲又は乙は、第1条第4号に定める共同研究の実施期間中において、研究成果を乙又は甲以外の者に知らせようとするときは、あらかじめ乙又は甲と協議するものとする。

2 甲は、共同研究の実施期間終了後、研究成果を公表するものとする。ただし、乙が業務上の支障があるため、甲に対し研究成果を公表しないよう申し入れたときは、甲は乙の利害に関係ある事項について、期間を限ってその全部又は一部を公表しないことができる。

3 甲は、第14条の規定により、第三者に対し実施の許諾をすることとしたときは、前項ただし書きの規定にかかわらず許諾を受ける第三者に対し研究成果を開示することができるものとする。

4 乙は、共同研究の実施期間終了後、研究成果を公表しようとするときは、あらかじめ甲と協議するものとする。

(研究成果の報告)

第20条 甲及び乙は、双方協力して、本研究の実施期間中に得られた研究成果について報告書を、本共同研究完了の翌日から〇〇日以内にとりまとめ、共同研究完了報告書（様式8又は様式8の2）を双方に提出するものとする。

注）〇〇日以内については、実情に合せて設定すること。

(賠償責任)

第21条 甲は、本共同研究の実施にあたり、乙の責に帰する事由により生じた乙の損害並びに乙以外の者に与えた損害に対し、一切の損害賠償の責を負わない。

2 甲又は乙は、甲又は乙の故意又は重大な過失によって乙又は甲の設備等に損害を加えたときは、乙又は甲にその損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第22条 甲は、乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成22年9月13日施行）別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続を要することなく、この契約を即時解除することができる。

3 甲が、前2項の規定により、この契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

(準用)

第23条 第10条から第17条までの規定は、意匠権及び意匠登録を受ける権利並びに実用新案権及び実用新案登録を受ける権利について準用する。

(協議)

第24条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、長崎県例規の定めるところによるものとし、この例規及びこの契約書に定めのない事項で約定する必要が生じたとき、又はこの契約に関する事項について疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定める。

(準拠法及び裁判管轄)

第25条 本契約は、日本の法律に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本契約に関する訴訟については、長崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

この契約を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所 長崎県大村市池田2丁目1303番地8
氏名 長崎県工業技術センター 所長 野中 一洋 印

乙 住所
氏名 名称及び代表者の氏名 印

(別表第1)

甲の分担業務	乙の分担業務

(別表第2)

	所 属	氏 名
甲		
乙		

(別表第3)

	項 目	金 額
甲		
乙		

(様式5)

同 意 書

年 月 日

長崎県知事 ○○ ○○ 様

住所

職・氏名

印

次の発明に係る長崎県職員が保有する権利の持分を長崎県に譲渡することに同意します。

記

1. 発明の名称

2. 発明者

(様式6)

共 同 出 願 契 約 書

長崎県知事 ○○ ○○ (以下「甲」という。)と○○ ○○ (以下「乙」という。)
とは、発明の名称「○○○○○○」の発明 (以下「本発明」という。)を共同出願及び実施するにあたり、次のとおり契約を締結する。

(特許権の共有及び持分)

第1条 甲及び乙は、本発明に係る特許を受ける権利及びこれに基づき取得する特許権 (以下「本特許権」という。)を以下のとおり共有することを確認する。

持分 甲 ○○%

乙 ○○%

(特許出願及び管理)

第2条 本発明の特許出願及びこれに付随する手続き並びに登録された場合の特許権等の権利維持・管理に関する手続きは甲が行うものとし、乙はこれに協力する。ただし、甲は、特許庁に書類を提出する場合は、事前に乙と協議を行うこととする。また、甲は、乙に対して出願書類、審査請求の写及び出願番号、登録、拒絶に関する通知、決定、査定、審決があったときはその写を送付する。

2 甲及び乙は審査請求の要否については別途協議のうえ決定する。

3 第1項に定める手続に不備があった場合でも、甲及び乙は、故意又はこれと同視する重過失による場合を除いて、相手方に対し何らの責任を負わない。

(出願料等)

第3条 甲及び乙は、本発明の特許出願及び特許権に関し、出願料、審査請求料、特許料及び弁理士等を活用する場合にはその報酬等については、第1条に定める持分に応じて負担するものとする。ただし、乙が自身の事情により行う名義変更、住所変更等の手続きに要する費用については、乙が費用を負担する。

2 乙が、前項に定める出願料、審査請求料、特許料及び弁理士等を活用する場合にはその報酬等を負担しないときは、乙が当該権利に係る乙の持分を放棄したものとみなすことができるものとする。

(持分の処分等)

第4条 甲又は乙は、本特許権の自己の持分の全部又は一部を譲渡し、もしくは本特許権の自己の持分の全部又は一部を目的として質権を設定しようとするときには、乙又は甲の書面による同意を得なければならない。

2 前項に定める同意を得て第三者に譲渡するときは、その持分譲渡に関する費用は譲渡人及び譲受人の双方又はそのいずれかが負担するものとする。

3 第1項に定める同意を得て甲又は乙が自己の持分を第三者に譲渡した場合、本契約に定める甲又は乙の権利及び義務は、当該第三者が承継するものとする。ただし、甲と乙の協議により、第三者が承継する権利及び義務を別のものとするのが合意されている

ときは、この限りでない。

（発明の実施）

第5条 甲は、自己が行う研究又は教育目的である場合を除き、本発明を自ら実施しないものとする。

注）本条項は、不要の際は省略し、以下の条項の番号を順次繰り上げること

（優先的实施権等）

第6条 甲は、本特許権を乙又は乙が甲と協議のうえ指定する者に限り、長崎県工業技術センター 所長 野中 一洋と乙間で令和〇年〇月〇日付けで締結した共同研究「〇〇〇〇（共同研究課題名）」の完了の日から5年間優先的に実施させることができる。

（第三者に対する実施の許諾）

第7条 甲及び乙は、事前協議のうえ、相手方の同意を得て、第三者に本特許権の実施を許諾することができるものとする。第三者に対する実施契約（特許権等実施料算定基準特許権等の実施許諾の取扱いについて（昭和61年4月1日61管第71号総務部長通知））は、甲・乙・第三者連名の契約により行うこととする。ただし、甲又は乙が同意しない場合、相手方に文書でもってその理由を開示するものとする。

2 前条の規定により、乙又は乙が甲と協議のうえ指定する者が共有に係る特許権等を優先実施期間の第2年以降において正当な理由なくして実施しないときは、前条の規定により指定する者以外の者に対し当該権利の実施を許諾することができる。

（実施料）

第8条 乙は、本特許権を実施しようとするときは、甲に対し、別に実施契約で定める実施料（「特許権等実施料算定基準特許権等の実施許諾の取扱いについて（昭和61年4月1日61管第71号総務部長通知）」による。）を支払わなければならない。

2 本特許権を、乙が甲と協議のうえ指定する者又は前条第2項の規定により県が指定する者に実施させた場合の実施料（「特許権等実施料算定基準特許権等の実施許諾の取扱いについて（昭和61年4月1日61管第71号総務部長通知）」による。）は、当該特許権に係る県及び乙の持分に応じて、それぞれに帰属するものとする。

（譲渡）

第9条 甲は、第4条の規定により乙又は乙以外の者に甲の持分を譲渡しようとするときは、譲渡に関する契約を締結し、譲受人は、これまで甲が支払った出願費用、審査請求等費用、特許料等の合計額（弁理士等に対する報酬額を含む）を甲に支払うものとする。

2 前項の規定によるほか、譲渡及びその契約等は、長崎県例規及び関係手続きによるものとする。

（消滅）

第10条 県は、本特許権について、事前に乙及び実施者等と協議のうえ、審査請求を行わず、又は特許料を納付しないことにより、権利を消滅させることができる。

(第三者との紛争等)

第 11 条 甲及び乙は、本特許権に関し、第三者との間に紛争の生じた場合には、遅滞なく
甲乙相互に通知し、互いに協力して対処するものとする。

2 前項の解決に要する費用は、持分に応じて負担するものとし、侵害の解決の結果として
金銭的利益が得られた場合、甲及び乙は、それぞれの持分に応じてその利益を配分する。

(改良・関連発明)

第 12 条 甲及び乙は、本発明を改良し、又は本発明を基にして発明又は考案をなし、特許
出願又は実用新案登録出願をするときには、遅滞なくその内容を相手方に通知しなければ
ならない。

2 甲及び乙は、前項の通知があったときは、それらの発明又は考案の帰属及びその取扱
についてその都度協議して定める。

(外国出願)

第 13 条 甲及び乙は、本発明について外国出願するときは、その取り扱いについて協議の
うえ別途定める。

(秘密保持)

第 14 条 甲及び乙は、本発明の内容について、出願公開若しくは特許掲載公報により公知
となったとき、第三者の公表により公知になったとき、又は共有者の同意を得たときを
除き、第三者に開示してはならない。

(発明者への補償)

第 15 条 甲及び乙は、自らに属する発明者との間で本特許権について訴訟等の紛争が生じ
たときには、当該当事者の責任において当該紛争処理を行うものとし、その紛争処理に
要する費用は当該当事者が負担するものとする。

(有効期間)

第 16 条 本契約の有効期間は、本契約の締結日から本発明に基づき取得した特許権の存続
期間満了日までとする。ただし、次の各号に該当したときは、その該当する日に終了す
るものとする。

(1) 本発明の特許出願が取り下げられた（取り下げられたと見なされたときを含む）と
き又は放棄若しくは却下となったとき。

(2) 本発明の特許出願について拒絶すべき旨の査定又は審決が確定したとき。

(3) 本発明に基づき取得した特許の無効の審決又は取消決定が確定したとき。

(4) 乙が本特許権の自己の持分を放棄したとき。（第 3 条第 2 項の規定により放棄した
ものとみなされたときも含む）。なお、乙は、本特許権の自己の持分を放棄しようとする
ときは 1 月前までに甲に通告しなければならない

(5) 本発明に係る全ての特許権等の持分が甲又は乙に承継されたとき。

(6) 特許料の不納付により特許権が消滅したとき。

(準拠法及び裁判管轄)

第17条 本契約は、日本の法律に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本契約に関する訴訟については、長崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議)

第18条 本契約で定めるもののほか、本発明の取り扱いその他必要な事項については、甲、乙が協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲 長崎県長崎市尾上町3番1号
長崎県知事 ○○ ○○

乙 (住所)
(企業名等)
(代表者職氏名)

(添付書類)

- ①会社定款
- ②会社経歴書
- ③その他会社の事業内容が判るもの

(様式7)

名称変更届

年 月 日

長崎県知事 ○○ ○○ 様

所属長職氏名

印

長崎県職員の職務発明等に関する規程第4条第1項に定める発明届に記載の
発 明
考 案
意匠の創作

の名称を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

1. 発 明
考 案 の名称
意匠の創作
変更前

変更後

2. 変更の理由

3. 変更年月日

(様式8)

共同研究完了報告書

年 月 日

長崎県工業技術センター 所長 様

申請者 住所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付けをもって申請した「 共同研究の課題名 」については 年 月 日に完了しましたので、長崎県産業労働部試験研究機関共同研究実施要領第17条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- (1) 共同研究の課題
- (2) 共同研究の結果
- (3) 共同研究担当者の所属、氏名

(様式8の2)

共同研究完了報告書

年 月 日

様

長崎県工業技術センター 所長 印

年 月 日付けをもって承諾した「共同研究の課題名」については 年 月 日に完了しましたので、長崎県産業労働部試験研究機関共同研究実施要領第17条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- (1) 共同研究の課題
- (2) 共同研究の結果
- (3) 共同研究担当者の所属、氏名

(様式 9)

単独出願同意書

年 月 日

住所

名称及び代表者の氏名 様

住所

名称及び代表者の氏名 印

年 月 日付で締結しました「共同研究課題名」において、下記研究員が独自に行った発明について、単独で出願することに、異議なくこれを承諾します。

記

- (1) 共同研究の課題
- (2) 独自の発明の内容
- (3) 共同研究担当者の所属、氏名